

令和3年生駒市農業委員会第8回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局
会議開催日時 令和3年8月6日（金）午後2時00分
会議開催場所 市役所 401・402会議室
出席者 会長 10番 中本 真人
農業委員会委員
1番 辻 英雄 2番 山本 利昭
3番 中井 啓二 4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央 6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代 8番 山田 義美
9番 染岡 政明
農地利用最適化推進委員
中尾 正人 井山 茂
奥野 通孝 高枝 敏治
説明者 事務局 局長 植島 秀史 局長補佐 杉原 廣重
主幹 有山 清隆 主 査 増本 量俊
農林課 係長 桑田 陽平
傍聴者 1名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農用地利用集積計画に対する意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について
2. 使用貸借契約の解約通知について
3. 農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について
4. 生産緑地に係る主たる従事者等についての証明について
5. 農地の転用事実に関する照会について
6. 農地転用工事の進捗状況・完了の報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び「位置図」
- 農政ならNo.4 8 3
- 農業委員会業務必携2021年度
- 病虫害発生予察注意報に関する情報提供について
- 人・農地プランについて
- 親子ふれあい農業体験学習「野菜づくり」(畝割表・駐車場)

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人1名

生駒市農業委員会会議規則第7条の規定により中本真人会長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

4番 西口 委員、5番 池田 委員、6番 北村 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 [議案読み上げ]

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから申請が出てきたものである。

No.1の申請地の位置について

南田原町交差点より北へ約200mのところに位置する南田原町地内の農地1筆

申請理由について

本農地は、譲渡人が遠方に住んでおりまた高齢であったため、近所の方が手伝いをされていたが、今回、譲受人となる方の自宅から約40m程であるという好条件であるため、譲渡人の農地を所有権移転することとした次第である。

現地調査について

今月3日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

要件について

耕作に必要な農機具等については、譲受人の兄が所有しているものを借用する予定で、また、農地取得の下限面積要件については、営農している農地が20アール以上あるので、下限面積要件を満たしている。

以上のことから、本申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 事務局の説明の通りであり、現地確認も行ったが問題はなかった。審議をお願いした

い。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局へ依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用貸借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができたものである。

No.1の申請地の位置について

南田原町交差点から星和台住宅地南側を通り、田原台へ抜けるところに位置し、喜里が丘住宅地から北に約200mのところに位置する南田原町地内の農地1筆

申請理由について

本農地は、譲渡人がこれまで畑として耕作していたところである。一方譲受人は申請地に隣接する土地で建設業を展開しており、駐車場が手狭になってきていたため、一体的に駐車場として本農地を活用すべく譲り受け、転用することとなった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、その規模が10ha未満の区域であることから第2種農地に該当する。

申請にあたっては現状を全く触らず、汚水はなく、雨水は自然浸透としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に、会長をはじめとする農業委員6名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

No.2の申請地の位置について

北田原町東交差点付近に位置し、エコパーク21の北、約100mのところに位置する北田原町地内の農地1筆

申請理由について

本農地は、これまで田として耕作されていたところである。譲受人は申請地北側に隣接する土地を所有し、中古車販売店に貸しているが、この販売店の業務拡大により駐車場が手狭になったため、一体的に駐車場として本農地を活用すべく譲り受け、転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地で

あり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、第3種農地に該当する。

申請にあたって、汚水はなく雨水は自然浸透および、西側水路へ放流することとしており、また、北倭土地改良区の意見書、地元水利組合の同意書も添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月3日に、会長をはじめとする農業委員6名と担当農地利用最適化推進委員と事務局とで現地調査を行っており、とくに問題等はなかった。

以上のことより、これらの申請は許可権者である奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なおNo.2は転用面積が300㎡以上であるため、進達の前に奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼。

○委員 No.1、及びNo.2について、事務局の説明のとおりであり問題ないとする。審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認。

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言。許可権者である奈良県知事へ進達することとする。なお、No.2の申請については転用面積が300㎡以上であるため、奈良県農業会議への意見照会を経て、許可権者である奈良県知事への進達を依頼する。

議案第3号「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の説明を事務局へ依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本計画については、農業経営基盤強化促進法に基づき、生駒市が農地の貸借等を明らかにした農用地利用集積計画を決定するに際し、農業委員会の意見を聞く必要があるため、議案として上げたものであり、委員会での決定後、生駒市が同計画を公告すれば、農地についての貸借権の効力が発生する制度である。

No.1～5の申請地の位置について

小平尾町東端に位置する農地5筆

申請理由について

No.1～4について使用貸人は、これまで本農地を営農してきたが、年齢的な事情があり、使用借人の意向を受け、本農地合計4筆を貸与することとなった。

またNo.5についても使用貸人は、これまで本農地を営農してきたが、これもまた年齢的な事情等があり、使用借人の意向を受け、本農地1筆を貸与することとなった。

要件について

使用借人は既にこの制度を利用し、約74アールを耕作しており、耕作に必要な農機

具等についても所有している。また農地取得の下限面積要件については、営農する農地が20アール以上あるので、要件を満たしている。

現地調査について

今月3日に、会長をはじめとする農業委員4名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当しているので、特に問題ないと考える。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 議案第3号 「農用地利用集積計画に対する意見聴取について」の承認と、生駒市に対して「問題なし」ということで、回答することを宣言

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

報告第2号「使用貸借契約の解約通知について」

報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第3条の3第1項に基づく届出である。

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得であるが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

報告事項

No.1については、相続により所有権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「使用貸借契約の解約通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の使用貸借契約が、双方合意の上、解除された

という通知を受け、通知したことを報告しているものである。

報告事項

平成20年から本農地を別世帯の息子世帯に貸与してきたが、先ほど審議であったように、近隣で平成28年から耕作をしている新規就農者に貸与することを決めたことから、使用貸借契約が解除されたものである。

報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第4条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について提出されたもので、権利の設定・移転が伴わない農地転用である。

No.1の申請地の位置について

むかいやま公園の東に約500mのところの位置する小平尾町地内の農地

報告事項

道路および調整池を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」

○主査〔報告読み上げ〕

本報告は、生産緑地における主たる従事者の証明をしたことの報告をしているもの。

市街化区域内の農地において、生産緑地と指定されている農地が多くあり、通常は30年間農地として利用をしていかなければならない。しかし、この生産緑地の所有者ではなく、主たる従事者に死亡もしくは従事することが不可能とさせる故障が生じた場合は、生産緑地に指定されている農地の市町村への買い取り申出を行うこととなっており、市町村が買い取らない場合及び斡旋が不調になったときには、生産緑地の行為制限を解除することになっている。この一連の手続は、生駒市都市計画課が窓口となって行なうが、主たる従事者が農業に従事できなくなることが条件であるので、生駒市に対して買い取り申し出を行うに際して、主たる従事者がだれかの証明が必要であり、この証明を農業委員会がすることになっている。

No.1については、主たる従事者の故障を理由として申請が出てきたことに伴い証明したことを報告している。

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものの登記地目を、田若しくは畑から他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に農地かどうかの照会があった事案である。

・No.1～3は約10年以上前から、宅地として利用してきた農地である。

報告第6号「農地転用工事の進捗状況・完了の報告について」

○主査 [報告読み上げ]

概要説明

この報告は、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による転用の許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

以上で報告を終了

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第4号の「生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明について」において、買い取り申出の理由が故障となっているが、その旨の診断書等は提出されているのか。

○主査 診断書は提出されている。脳梗塞による方側半身マヒということで、耕作が不可能という診断書を確認している。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 「その他」についての説明を事務局に依頼

○主幹 〔「農政ならNo.483」、「農業委員会業務必携2021年度」、「病虫害発生予察注意報」について説明

以上の3件は資料の配布のみとさせていただく。ご一読願いたい。なお、病虫害発生予察注意報の情報提供については、トビイロウンカに関する注意報の第3報の情報提供があった。市農林課のホームページに掲載されているのでご確認いただきたい。

○農林係長

「人・農地プランの実質化の推進」について説明。

「人・農地プラン」とは、その集落の農業を今後だれが担っていくのか、誰に農地を集めていくのか等を記載した、それぞれの集落の計画である。

生駒市でも以前から市内全域で1つのプランを作成していたが、集落ごとにアンケートを実施し、それを地図に落とし込んだものを活用して話し合いを行うということが要件化された。それが「人・農地プランの実質化」と呼ばれており令和元年度から取り組んでいるところである。

現在、「人・農地プラン」の実質化は認定新規就農者の農業次世代人材投資資金や認定農業者のスーパーL資金の金利負担軽減措置など、国の補助金の要件となっていることから、農業の担い手の育成や確保のためにも「人・農地プラン」の策定は必要となっているが、今後、国は法律に盛り込む方向で動いているということであるので実質化への取り組みは必須となってくる。

「人・農地プラン」の実質化には4つのステップがあり、①アンケートの実施、②アンケート結果を基に地図を作成、③地図を基にした地域の話し合い、④話し合い結果の

取りまとめ・公表という流れで、生駒市のスケジュールでは今年度中に北地区の各集落で、実質化を完成させるということとなっている。大北地区のみが昨年度に完成しており、他の集落は話し合いを開催する必要があるので委員の皆さんにはご協力をお願いしたい。

各市町村の取り組み状況について、生駒市では説明のとおり北地区の10集落で実質化に取り組んでおり、大北の1地区が完了している状況である。大和郡山市では47集落、奈良市では60集落が既に実質化を完了している。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 この地図を見ると、農地を売却したい等の個人情報がたくさん詰まっている。取り扱いのルールなどはどうなっているか。

○農林係長

アンケートを依頼する時点で、このような地図を作成し、話し合いで活用させていただくといった旨は説明しており、この事業の為にだけ利用するという事でアンケートに回答いただいている。話し合いの時は地図を使用するが、今後、代表者だけが集まり話し合いをする場合、ある程度、案をまとめたものを回覧し、さらに意見の聴取をすることとなるが、その時に地図をつけてしまうと個人情報が漏れる危険性があるので、回覧時にはつけない方がよいと考える。

○議長 資料にある、大和郡山市の地図の事例は県の資料としてオープンになっていると思われるが、「人・農地プラン」が策定されると、このように公表されるのか。

○農林係長

地図は公表しないので他の人の目に触れることはない。この集落は公表されているので同意を得ているものと思われる。

○議長 生駒市では北の10地区について「人・農地プラン」を策定することとなっているが、たとえば「うちの集落は策定しない」という意見が出てきた場合はどうなるのか。また、策定しない場合、助成金の取り扱いはどうなるのか。

○農林係長

「人・農地プラン」の実質化に取り組むかどうかは、各集落の判断となる。現在、経過措置が適用されており、今年度中に「人・農地プラン」を策定する対象地区では、まだ策定が終わっていなくても、年度内に新規就農者の方が来られれば補助金等は受けることができる。ただし、策定対象地区で「人・農地プラン」を年度内に策定しなかった場合、翌年度以降に、その地区に新規就農者が来られても補助金の対象にはならない。

○議長 将来的に新規就農者を誘致したい、誘致できるという地域では策定しておいたほうが良いということか。

○農林係長

その通りである。今後、北地区以外でも新規就農者を確保したいということで「人・農地プラン」の実質化に取り組みたいということであれば、それは可能で実質化の後、

新規就農者が来られたら補助金の対象となる。

○議長 新規就農者を誘致するにあたり、道路や水路を整備したいとなったとき生駒市独自の助成金等はあるのか。

○農林係長

個人しか使用していない農道などは対象外であるが、生駒市の土地改良助成金というのがある。自己負担金が発生するがそれを検討していただきたい。

○議長 自己負担率はどの程度か。また、農道拡幅にあたり規定はどうなっているか。

○農林係長

農道であれば10分の6、その他は10分の5という補助率である。

○局長 規定の詳細については、また調べておく。

○委員 新規就農者の補助金等は「人・農地プラン」の実質化が前提条件ということであるが、現在、大北地区のみが実質化されている。他の地区は該当しないということか、北地区全体が該当するのか。

○農林係長

各集落で作成することとなっているので、大北地区以外で新規就農者が来られても対象外となる。ただし、現段階では経過措置が適用されているので大北地区以外の北地区に新規就農者が来られても補助金の対象となる。しかし、補助金の対象となった後にその集落が「人・農地プラン」を今年度中に実質化までできなかった場合は対象外となる。

他に、現在「人・農地プラン」が実質化されていないところでも農地中間管理機構を通して農地を借りられた方は新規就農の補助金の対象となる。

○委員 それは、生駒市全体が対象ということによいか。

○農林係長

農地中間管理機構は市街化調整区域だけが対象となる。そもそもは、まとまった農地がないと生駒市が定める新規就農者の所得目標250万円がクリアできないので、基本的には北地区で新規就農者の方には農地を探してもらっているのが多い。

○委員 新規就農後、途中でやめてしまった場合はどうなるのか。

○農林係長

就農後5年間は補助金がもらえるが、給付期間の5年を経過後、さらに5年間農業を続けていなければならない。途中でやめた場合は返還してもらうこととなる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○補佐 「親子ふれあい農業体験学習（野菜作り）」について説明

●開催日…令和3年8月9日（月）

〈生駒市独自のコロナ感染拡大緊急警報発令に伴う変更点〉

- ・感染対策として20組の参加者を10組ずつ2つに分けて、実施時間も1時間ずらして行う予定であり、一斉に植え付けをするのはやめて、参加者が来た順に受付し、野菜の植え付けを順次行い、植え付け完了後そのまま解散ということとす

る。

- ・開催にあたってのセレモニーも中止

〈台風接近に伴う連絡事項〉

- ・9日当日、午前7時の時点で実施かどうかの判断をする。延期の場合、11日(水)に行く。ただし、11日は平日のため参加者の方の都合がつかない場合も考えられる。その場合は委員の皆さんで、欠席された方の代わりに植え付けを行っていただくこととなるので、よろしくをお願いしたい。以後、収穫までの管理は参加者に行ってもらおう。

11日も天候不良等で実施できない場合は、日程調整も難しいと考えられるので、参加者の植え付け作業を委員の皆さんで行っていただく。先程と同様、収穫までの管理は参加者で行ってもらおう。

〈その他〉

- ・収穫までの期間の現地立ち会い及び指導については、毎週土・日曜日の午後4時～午後5時までの1時間で、当日担当の委員1名で行っていただく。担当の割り振り表(案)を作成したので、確認していただき調整等をお願いしたい。変更が生じた場合、事務局に連絡をお願いしたい。
- ・収穫までに追肥を1回行う予定である。必要と思われる時期になったら事務局に連絡をお願いしたい。参加者に追肥の時期となった旨のメールを送り、それ以後の土・日の担当委員に肥料をお渡しするので、管理にきた参加者に肥料を配り、肥料の入れ方を指導していただきたい。
- ・10月30日(土)は品評会、31日(日)は農業祭の予定となっている。この2日間に現地立ち会いの担当になられている委員さんには、あわただしくなると思うがよろしくをお願いしたい。
- ・11日は光明中学校の駐車場は借りることができない。周辺で駐車スペースを設ける予定であるが、できるだけ乗り合わせてきていただくようご協力をお願いしたい。

○委員 現地立ち会い指導は1名でないといけないのか。

○補佐 最低1名ということである。他の委員さんと調整して複数名で指導に当たっていただいて構わない。

○委員 ジャガイモを植えるときの移植ゴテ等はあるのか。

○補佐 参加者にはスコップを持参してもらおうよう連絡はしているが、こちらも予備で移植ゴテは順備している。

○副会長 9日も11日も実施できなかった場合、委員で植え付けを行い、その後参加者が管理をしていくということになると、最初に集合したら植え方や育て方等を聞くことができるが植え付けができなかった場合、何も聞くことが出来ない状態となる。そうなった場合、最初の土・日となる14・15日に、できるだけ畑に行き指導員に聞いてほしいといった案内をしたほうが良いと思われる。ただ、14・15日はお盆休みでもあるの

で、集まるかどうかはわからない。最初にしっかりしないと記念事業がうまくいかなくなるので、何らかのフォローが必要と考える。

○補佐 その件については、この委員会終了後、みなさんと検討したいと考える。

○議長 意見・質問等について出席者へ確認

○局長 コロナ禍において、現在、生駒市では定例会における推進委員の出席を縮小している。近隣の他市に照会したところ、代表の推進委員の出席のみであったり、推進委員の出席は全て見合わせている、ということであった。生駒市も、これまでと同様に案件に関わる推進委員のみの出席を求める状況が続くこととなる。みなさんのご理解とご協力をいただきたい。

○議長 意見・質問等について出席者へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼。

○補佐 次回の日程について

定例会 9月13日(月)午後2時 401・402会議室

現地調査 9月6日(月)

9月3日(金)までに同行いただく委員に連絡する。

○議長 閉会宣言

午後3時35分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和3年生駒市農業委員会第8回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 4番 西口 まゆり

議席番号 5番 池田 憲央

議席番号 6番 北村 由子
